

2026年1月14日

お客様各位

中兵庫信用金庫

暗号資産交換業者及び資金移動業者へのお振込みについて

平素より中兵庫信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングを利用した不正送金をはじめ、SNS型投資・ロマンス詐欺等の特殊詐欺において、被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の口座宛に送金される事例が多発しております。

このような情勢を踏まえ、当金庫はお客様保護の観点から、暗号資産交換業者や資金移動業者の口座へのお振込みの際に、振込名義を変更して行うお振込みについては、お断りさせていただく場合がございます。

また、店頭での暗号資産交換業者及び資金移動業者へお振込みされる際は、お客様が詐欺被害に遭われていないか確認するために、お振込みの理由をお伺いさせていただくとともに、必要に応じては疎明資料や本人確認書類の提出をお願いする場合がございます。

お客様の大切な資産を守るため、ご理解とご協力をいただきますよう、お願いいたします。

【支払口座名義と振込人名が異なる振込の具体例】

支払口座名義	振込依頼人名	振込可否
ナカシン タロウ	ナカシン タロウ	○
	123 ナカシン タロウ	○
	ナカシン ハナコ	×
	NAKASHIN TARO	×

※通常の投資目的やお取引に伴うお振込みを全て禁止するものではありません。